

## 第4章 退院後の生活

～病院と地元医療機関の連携・サポート制度～



中之条町  
@sara.ka5

## 9 病院と地元の医療機関が連携しています

### 地域連携クリティカルパスについて

群馬大学医学部附属病院 前腫瘍センター長 塚本 憲史

群馬県のがん診療は、がん診療連携拠点病院、がん診療連携推進病院を中心にしています。地元医療機関から紹介されたがん患者さんが十分な治療を受けるためには、がん診療連携拠点病院等での治療が終わり、状態が安定した患者さんに地元医療機関へ戻っていただく必要があります。その手段として「地域連携クリティカルパス」（診療計画書）があります。

#### ● 地域連携クリティカルパスで患者さんの不安を解消

患者さんの中には、自分が受けた治療内容、経過が地元医療機関にきちんと伝わらないのではと不安を感じ、がん診療連携拠点病院等の外来に通い続ける方がいます。そのような方の不安を取り除く手段として、「地域連携クリティカルパス」があります。がん診療連携拠点病院等が、診察、検査スケジュールを記載した診療計画書を作成し、地元医療機関はその診療計画書に基づいて診療を行いますので、地元医療機関でも適切な医療を受けることができます。

#### ● 群馬県の地域連携クリティカルパスは県内共通

群馬県では、胃がん、大腸がん、肺がん、肝がん、乳がん、前立腺がん、前立腺がん重粒子線治療の地域連携クリティカルパスを統一し、どの医療機関でも同じパスを使用しています。

#### ● 連携する群馬県内のがん診療

地域連携クリティカルパス運用中は、地元医療機関受診中に症状の変化がみられた場合、ただちにがん診療連携拠点病院に紹介してもらえます。

地域連携クリティカルパスの対象者は、主にがん根治手術などで症状が安定している方です。患者さんから同意を得た上で、診療計画書を作成します。退院後は、6ヶ月毎、あるいは1年毎にがん診療連携拠点病院等で診察とCTなどの検査を行い、それ以外は地元医療機関で診察・投薬や療養指導などを行います。

パスを有効活用することで、がん治療の満足度を上げることにつながります。地域連携クリティカルパスに、ご理解とご協力をお願いいたします。

## がん患者さんの在宅療養を支える病院・診療所一覧(令和5年12月調査)

県内で、がん患者さんの在宅療養を支えている病院や診療所です。利用される際は、あらかじめ各医療機関の窓口にご確認ください。

### 参考情報

群馬県がん対策のホームページでも、がんの在宅療法を支援する「病院・診療所」「薬局」「訪問看護事業所」「歯科診療所」の情報を掲載しています。

**病院・診療所**：<https://www.pref.gunma.jp/site/gantaisaku/2491.html>

**薬局**：<https://www.pref.gunma.jp/site/gantaisaku/2491.html>

**訪問看護事業所**：<https://www.pref.gunma.jp/page/1895.html>  
※「小児等在宅医療連携拠点事業」のホームページ内に掲載しています。

**歯科診療所**：<https://www.pref.gunma.jp/site/gantaisaku/2533.html>

○この一覧以外にも、がん患者さんへの在宅医療を行っている医療機関はあります。

### ○病院一覧

No.	市町村	病院・診療所名	所在地	電話番号
1	前橋市	前橋協立病院	朝倉町828-1	027-265-3511
2	高崎市	希望館病院	江木町1120	027-322-4067
3	高崎市	高崎中央病院	高関町498-1	027-323-2665
4	高崎市	真木病院	筑縄町71-1	027-361-8411
5	高崎市	黒沢病院	矢中町187	027-352-1166
6	伊勢崎市	鶴谷病院	境百々421	0270-74-0670
7	沼田市	内田病院	久屋原町345-1	0278-23-1231
8	館林市	館林記念病院	台宿町7-18	0276-72-3155
9	渋川市	北毛病院	有馬237-1	0279-24-1234
10	富岡市	公立富岡総合病院	富岡2073-1	0274-63-2111
11	富岡市	公立七日市病院	七日市643	0274-62-5100
12	安中市	正田病院	安中1-16-32	027-382-1123
13	安中市	松井田病院	松井田町新堀1300-1	027-393-1301
14	中之条町	吾妻さくら病院	大字伊勢町782番地の1	0279-75-3011
15	東吾妻町	原町赤十字病院	大字原町698	0279-68-2711
16	川場村	群馬パース病院	大字生品1861	0278-52-2141
17	みなかみ町	月夜野病院	真庭316	0278-62-2011

## ○診療所一覧

No.	市町村	病院・診療所名	所在地	電話番号
1	前橋市	江木町クリニック	江木町98-5	027-263-1101
2	前橋市	豊田内科医院	上小出町1-30-1	027-234-1223
3	前橋市	前橋プライマリ泌尿器科内科	上佐鳥町51-3	027-289-4651
4	前橋市	はしづめ診療所	公田町515-1	027-226-1806
5	前橋市	前橋東クリニック	下大屋町558-9	027-268-2260
6	前橋市	伊藤内科医院	下小出町2-49-16	027-232-0537
7	前橋市	新井胃腸科診療所	昭和町1丁目16-10	027-231-2083
8	前橋市	大学橋ファミリークリニック	関根町2-21-9	027-212-6627
9	前橋市	緩和ケア萬田診療所	総社町総社1070-1	027-289-6655
10	前橋市	すぐた医院ゆうキッズクリニック	光が丘町10-6	027-251-5622
11	前橋市	狩野外科医院	日吉町4-45-1	027-231-7025
12	前橋市	青山医院	古市町350	027-251-2861
13	前橋市	下田内科医院	南町3丁目64-13	027-221-3155
14	前橋市	小野内科クリニック	川原町2-22-4	027-212-8852
15	前橋市	福山内科	東片貝町97-7	027-243-1380
16	前橋市	大山クリニック	山王町2-20-16	027-266-5410
17	前橋市	医療法人社団 慶宏会 八木医院	前箱田町15	027-253-6588
18	前橋市	清宮医院	紅雲町2-12-10	027-221-6518
19	前橋市	あい駒形クリニック	小屋原町1698-1	027-226-1891
20	高崎市	こだまクリニック	石原町3225	027-327-5566
21	高崎市	砂長胃腸科外科医院	稲荷台町1305-1	027-373-2263
22	高崎市	なみえクリニック	上並榎町417	027-362-5808
23	高崎市	緩和ケア診療所いっぼ	京目町790	027-353-3353
24	高崎市	堀米医院	倉賀野町1690	027-346-2336
25	高崎市	善如寺医院	倉賀野町453-19	027-346-2382
26	高崎市	牧元医院	芝塚町1845-2	027-322-3623

No.	市町村	病院・診療所名	所在地	電話番号
27	高崎市	みなくち医院	下里見268-1	027-340-3103
28	高崎市	うえはらクリニック	高関町354-1	027-322-4965
29	高崎市	通町診療所	通町143-2	027-322-6534
30	高崎市	問屋町クリニック	問屋町1-8-2	027-388-1032
31	高崎市	県央医科歯科クリニック	中泉町610-2	027-372-1231
32	高崎市	ひだまり診療所	乗附町1444-2	027-384-8113
33	高崎市	森田クリニック	浜川町278-1	027-344-2030
34	高崎市	佐藤医院	箕郷町生原1081-5	027-371-7577
35	高崎市	小川クリニック	矢中町312-9	027-384-8000
36	高崎市	やわたクリニック	八幡町421	027-343-2247
37	高崎市	吉原クリニック	中泉町649-1	027-360-6600
38	桐生市	菊地医院	琴平町2-47	0277-45-2883
39	桐生市	永田医院	未広町4-8	0277-22-5122
40	桐生市	赤南診療所	新里町小林50-4	0277-74-8344
41	桐生市	新宿医院	新宿1-13-14	0277-44-5930
42	桐生市	細井内科医院	浜松町1-2-5	0277-44-3818
43	桐生市	まる医院	本町3-4-18	0277-44-6031
44	桐生市	三丸医院	宮本町1-12-11	0277-22-3419
45	桐生市	北川内科クリニック	錦町2-12-2	0277-44-7706
46	伊勢崎市	さとう内科クリニック	乾町233-1	0270-61-8139
47	伊勢崎市	美原診療所	大手町1-1	0270-25-0112
48	伊勢崎市	山田内科クリニック	大手町24-8	0270-23-6666
49	伊勢崎市	田島医院	境東97-1	0270-74-0068
50	伊勢崎市	都丸内科クリニック	富塚町215-7	0270-75-1270
51	太田市	新井診療所	新井町532-10	0276-46-1850
52	太田市	あい太田クリニック	浜町59-3	0276-52-8857
53	太田市	太田協立診療所	石原町927	0276-45-4911

No.	市町村	病院・診療所名	所在地	電話番号
54	太田市	たきざわ医院	新田赤堀町434-25	0276-55-1010
55	太田市	くつなクリニック	由良町886-1	0276-60-4475
56	太田市	あいファミリクリニック太田	只上町364-1	0276-55-0600
57	沼田市	沼田クリニック	栄町61-3	0278-22-1188
58	沼田市	利根中央診療所	西原新町1864-2	0278-24-1202
59	館林市	県西在宅クリニック館林	東広内町1118-1	0276-55-3818
60	館林市	真中医院	本町3-4-5	0276-72-1630
61	渋川市	赤城開成クリニック	赤城町三原田826-10	0279-20-6500
62	渋川市	川島内科クリニック	渋川1770	0279-23-2001
63	渋川市	中野医院	渋川893-33	0279-22-1219
64	藤岡市	戸塚クリニック	上栗須63-1	0274-20-1800
65	藤岡市	秋山医院	小林748-8	0274-22-8315
66	藤岡市	すぎやまメディカルクリニック	下大塚180-11	0274-20-1666
67	藤岡市	やまうち内科	藤岡424-7	0274-24-5792
68	藤岡市	田原内科クリニック	藤岡694-1	0274-23-2552
69	藤岡市	栗原胃腸科外科医院	神田144-1	0274-40-2299
70	富岡市	大竹外科胃腸科	田篠947	0274-64-0808
71	富岡市	細谷クリニック	富岡1375	0274-62-4321
72	上野村	上野村へき地診療所	乙父630-1	0274-59-2034
73	神流町	万場診療所	大字万場44	0274-57-2018
74	長野原町	長野原町へき地診療所	大字応桑1449-2	0279-85-2259
75	嬭恋村	桜井クリニック	大字西窪30-3	0279-97-3800
76	高山村	中山診療所	中山230-1	0279-70-5007
77	片品村	利根保健生活共同組合片品診療所	鎌田3946-67	0278-58-3910

## 10 療養生活を送る上での困りごと

がんの治療を続けるには、時に思った以上のお金がかかることがあります。また、ご自身や家族だけで対応することが困難なこともおこります。そんな時に利用できる各種社会保障制度等を紹介します。

詳しくは、各制度の問い合わせ先に問い合わせください。がん相談支援センターでも相談できます。

## お金のサポート制度

### 所得税からの医療費控除

1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費が高額になった場合、確定申告をすることで医療費控除が受けられます。医療保険者が発行する医療費通知(医療費の額等を通知する書類)がある場合は、医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。

ただし、医療費通知が手元にない場合は、医療費の領収書の提示又は提出が求められる場合がありますのでご注意ください。

所得のある方が自分と生活を一にする家族の医療費を支払っていた場合には、家族の受けた医療に係る領収書も医療費控除の対象になります。

医療保険者から発行される医療費通知については、大切に保管しておきましょう。

**利用できる人** 所得のある方で自分や自分と生活を一にする  
年間10万円※以上支払った方

※正確な医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額です  
(最高で200万円)。

実際に支払った医療費の合計額 - 保険金などで補てんされる金額 - 10万円  
(その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額)

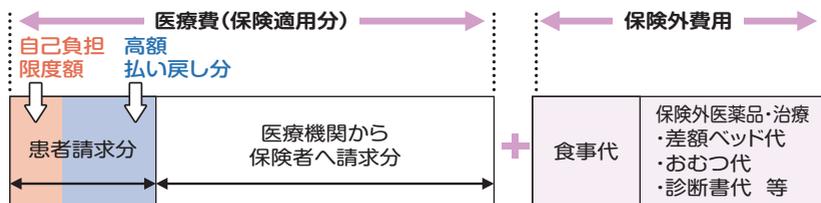
**利用方法** 所轄税務署に確定申告をします。

## 高額療養費制度、限度額適用認定証

高額療養費制度は、治療費用が高額になる場合に、一定の限度額以上の医療費が支払った後に戻る制度です。限度額適用認定証を事前に申請することで支払時に限度額までの費用負担で済みます。

### 利用できる人 月に支払う医療費（保険適用分）が高額な方

1か月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合に利用できます。自己負担限度額は、年齢や所得によって異なります。



詳しくは、がん相談支援センター（14～31ページ）や以下の問い合わせ先にご確認ください。

### 利用方法 加入している保険者に申請します。

詳しくは、保険証に記載された連絡先にお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

- 国民健康保険……………市役所、町村役場の国民健康保険課 など
- 後期高齢者医療保険……………市役所、町村役場
- 協会けんぽ（社会保険） ……全国健康保険協会都道府県支部、  
職場の保険担当
- 健康保険組合……………職場の保険担当
- 各種共済組合……………職場の保険担当

## 高額医療・高額介護合算療養費制度

1年間(8月1日～翌7月31日)に支払った医療費と介護サービスの負担額が高額になった場合の負担を減らすために、支払う金額に上限額(基準額)を定めた制度です。例えば、夫が医療サービス、妻が介護サービスを受け、それぞれの負担の合計が基準額を超えるといった場合に利用できます。上限となる基準額は世帯員の年齢構成や所得区分により異なります。

**利用できる人** 医療保険と介護保険の両方を利用している方

**利用方法** 加入している保険者に申請します。

詳しくは、P.69「高額療養費制度、限度額適用認定証」問い合わせ先にお問い合わせください。

## 傷病手当金

がんの治療などによって、働けなくなった患者さんとその家族を支えるための制度です。勤務できない期間に手当金(1日あたり給与日額の約3分の2の額)が、最長1年6ヶ月支給される制度です。

**利用できる人** 療養のため仕事を休んだ期間に  
給与が支払われない方

**利用方法** 加入している保険者に申請します。

詳しくは、保険証に記載された連絡先にお問い合わせください。(国民健康保険では実施していないところもあります。市町村にお問い合わせください。)

## 生活のサポート制度

### 生活保護制度

病気で仕事ができなくなった、収入が少なくなった等で生活費に困り、生活していく事ができない、またはできなくなりそうな時、最低限度の生活を保障し、生活できるように援助することを目的とした制度です。

**利用できる人** 資産の活用や働く能力、扶養義務者からの援助や他の制度等を活用してもなお生活が困難になってしまった方

**利用方法** 生活保護の窓口申請します。

#### 問い合わせ先

町村にお住まいの場合：町村の生活保護担当課、県保健福祉事務所  
市にお住まいの場合：市福祉事務所（市役所の中にあります。）  
なお、相談は地域の民生委員でも行っています。

## 障害年金

病気やけがなどで重度の障害が残った65歳未満の方が受け取ることのできる年金制度です。厚生年金や共済年金については、障害の程度によっては、一時金が支給される場合もあります。

**利用できる人** がんなどの病気によって、人工肛門の造設や咽頭部摘出を受けた方、日常生活や仕事に著しい制限を受ける方など。

**利用方法** 加入している年金の窓口申請します。

#### 問い合わせ先

国民年金：市町村の国民年金の窓口  
厚生年金：年金事務所  
共済年金：共済組合事務局

## 身体障害者手帳による税の控除・医療費助成など

様々な福祉制度や、障害の程度によっては税の控除等が受けられる場合があります。

**利用できる人** がんなどの病気によって、人工肛門の造設や咽頭部摘出を受けた方、日常生活や仕事に著しい制限を受ける状態となった方など。

**利用方法** 市町村の窓口申請します。

**問い合わせ先** 市町村の障害者福祉担当の窓口

## 介護保険

介護保険は、40歳以上の方が加入している保険制度で、介護が必要となった際に、様々なサービスを受けることができます。所得に応じて費用の1割、2割又は3割が自己負担となります。

### 利用できるサービス

- 福祉用具（電動ベッド、シャワーチェア等）のレンタル、購入費用支給
- 住宅改修費の支給
- 訪問介護、訪問入浴、訪問リハビリテーション等の介護サービスなどが受けられます。

**利用できる人** 介護が必要になった65歳以上の方、  
がんの症状が申請条件に該当する方で、  
介護が必要な40歳以上の方

**利用方法** 市町村に申請し、介護認定を受けます。

### 問い合わせ先

- 各市町村の介護保険の窓口
- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業者

## 参考情報

### 民間のがん保険や住宅ローンなど

民間のがん保険によっては、在宅療養に対し給付金が出るものもあります。また、住宅ローンの支払いがある場合、疾患名や介護状態によって支払いが軽減または免除されることがありますので、確認してみましょう。

### 問い合わせ先

加入している生命保険会社、住宅ローン借入先の銀行

## 住み慣れた地域で暮らすための支援機関「地域包括支援センター」

高齢者の総合的な相談窓口として、各市町村に「地域包括支援センター」が設置されています。高齢者やその家族の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護・保健・医療・福祉などの悩みを、関係機関と連携しながら解決します。がんに関する相談も、ご利用ください。

地域包括支援センター： <https://www.pref.gunma.jp/page/2233.html>

# 若年がん患者在宅療養支援事業

## 【がん患者在宅療養に関する公的支援の現状】

		0～19歳	20～39歳	40～64歳	65歳～
医療保険サービス		訪問診療、訪問看護等			
介護保険サービス	居宅サービス	公的支援制度なし			介護保険制度 ・原則65歳以上 ・40～64歳：末期がん
	福祉用具貸与・購入				
障害福祉サービス		状態により居宅介護サービス利用可能			



若年がん患者在宅療養支援事業

だいすきなうちであなたらしく

事業内容：若年がん患者が、住み慣れた自宅等で自分らしく  
過ごせるよう、患者・家族の負担軽減を図る

### 利用できる人 以下のすべての要件に該当する方

- (1)事業実施市町村内に住所を有する方。
- (2)対象サービス利用時に、**39歳以下**のがん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した方）であること。  
ただし、利用者が、40歳に達する日の前日まで。
- (3)他の公的支援制度を受給していないこと。

事業実施市町村については、  
県ホームページをご覧ください



◎対象要件・対象サービスは、  
実施市町村により異なる場合  
があります。

### 利用方法

- ・事業実施市町村に申請します。
- ・費用負担：利用者10%、市町村45%、県45%

### 利用できるサービスと上限額

対象サービス	0～19歳	20～39歳
訪問介護 (身体介護・生活援助・通院等乗降介助)	50,000円／月	80,000円／月
訪問入浴介護		
福祉用具貸与	※〔小児慢性特定疾病〕	
福祉用具購入	日常生活用具給付	
介護支援専門員による 事業所の紹介・調整等に係る費用	10,000円／月	

※0～19歳で、他の公的支援制度を受給していない場合は、20～39歳の欄に掲げるサービスを受給可能